

福島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月28日条例第3号）

（趣 旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、福島市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、福島市議会における会派（議長が別に定める政務活動費請求会派を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額10万円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の15日に交付する。ただし、その日が福島市の休日を定める条例（平成元年条例第23号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第4条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に半期の途中において異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において解散した場合は、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、市政の課題及び市民の意思を把握するため、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議への参加等その他の市政に反映させる活動及び住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項においてこれらの活動を「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書等の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、別記様式により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該収支報告書に係る金銭の支払に関する証拠書

類（以下「証拠書類」という。）とともに、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書及び証拠書類は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散のときから30日以内に収支報告書及び証拠書類を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類を、提出期限の日の属する年の翌年の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項に規定する収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書及び証拠書類の写しを閲覧に供しなければならない。ただし、収支報告書及び証拠書類に記載されている情報のうち、福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）第9条に規定する情報がある場合は、当該情報を除いて閲覧に供することができる。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類について必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
（令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に交付する政務活動費の額の算定の特例）
- 2 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に交付する政務活動費の額の算定に係る月額額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する月額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成14年条例第16号）

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）第1条中地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成15年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の福島市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成15年4月1日以後に交付する政務調査費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成19年条例第32号）

この条例は、平成20年4月1日から施行し、平成19年度分の政務調査費の収支報告書及び証拠書類から適用する。

附 則（平成20年条例第105号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）第100条の改正規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福島市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の福島市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福島市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月19日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月28日条例第57号）

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第五条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
活動旅費	会派が行う活動に必要な旅費等に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市政又は会派の活動に対する住民からの要望及びに意見の聴取に要する経費、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	その他会派が行う活動のために必要な事務に要する経費

【福島市議会政務活動費の交付に関する条例】

別記様式 その1 (第7条関係)

政務活動費収支報告

年 月 日

福島市議会議長 様

会 派 名

代 表 者 名

年度政務活動費収支報告について

福島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

【福島市議会政務活動費の交付に関する条例】

別記様式 その2 (第7条関係)

政務活動費収支報告書

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

1 収 入

政務活動費 _____円

2 支 出

(単位 円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
活 動 旅 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額 _____円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。